

取引説明書（LION FX / LION BO 個人のお客様用）対比表

平成 24 年 1 月 10 日

(赤字部分は追加または変更箇所、~~赤字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>34. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント）は、「雑所得」として総合課税の対象となります。「雑所得」が年間（1月1日から12月31日まで）で20万円を上回った場合には、確定申告をする必要があります。（ただし、お客様の事情により異なる場合があります。）</p> <p>当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>34. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税総合課税の対象となり、ます。「雑所得」が年間（1月1日から12月31日まで）で20万円を上回った場合には、確定申告をする必要があります。（ただし、お客様の事情により異なる場合があります。）税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>
「LION BO」	「LION BO」
<p>30. 税金</p> <p>個人のお客様が行ったオプション取引で発生した益金は、「雑所得」として総合課税の対象となります。「雑所得」が年間（1月1日から12月31日まで）で20万円を上回った場合には、確定申告をする必要があります。（ただし、お客様の事情により異なる場合があります。）</p> <p>当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>30. 税金</p> <p>個人のお客様が行ったオプション取引で発生した益金は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税総合課税の対象となり、ます。「雑所得」が年間（1月1日から12月31日まで）で20万円を上回った場合には、確定申告をする必要があります。（ただし、お客様の事情により異なる場合があります。）税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>
平成 23 年 10 月 17 日現在	平成 24 年 1 月 13 日現在